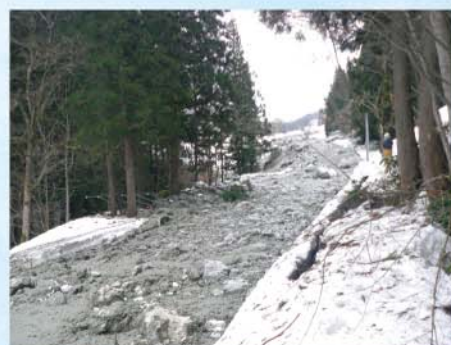




柳津町

防災マップ

～誰もが安全で安心して生活できるまちづくり～



〈保存版〉

町民の皆様へ

誰もが安全で安心して生活できるまち

近年、世界各地、日本国内において地震や台風、集中豪雨、大雪などによる自然災害が多発しており多くの方が被害を受けております。

福島県内においては、7年が経過しましたが、平成23年3月の東日本大震災で地震による建物の崩壊のみならず、二次災害として津波や火災、更には原子力発電所事故による風評被害などを受け、今もなお復旧・復興に向けて作業が続いております。

当町におきましても、平成23年7月の「新潟・福島豪雨災害」で河川の氾濫による床下・床上浸水などの甚大な被害を受けたところであります。

このような災害から、できるだけ被害を少なくするためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、国や県・町などが取り組む「公助」が重要だといわれております。

その中でも基本となるのは「自助」であります。一人ひとりが災害に備え、各家庭や地域での安全対策を整え、災害に遭遇したときの身の安全な守り方を知っておくことが必要です。

その一助として今回、町では新たに「柳津町防災マップ」を作成しました。集中豪雨等により警戒が必要とされる、町内80箇所の土砂災害警戒区域や消火作業に必須となる消火栓及び防火水槽の位置を地図上に示しました。また、様々な防災情報についても掲載しております。

町民の皆様におかれましては、これを機にもう一度、危険箇所等について再確認して頂き、この防災マップを家庭内の目につくところに常備し御活用下さい。また、防災について家族で話し合い一人ひとりが日頃から意識を高め、万が一の災害が発生した場合の対応に努めて頂きたいと考えております。

町としましても、「誰もが安全で安心して生活できるまちづくり」を政策の柱とし、消防防災施設の整備や防災訓練の実施、関係機関団体との連携強化等、火災・減災対策の推進を図ってまいりますので、今後とも御理解、御協力下さいますようお願い申し上げます。

平成30年3月
福島県柳津町

索引

町民の皆様へ・索引	1	詳細図 No.1	13・14
避難行動ガイド	2	詳細図 No.2	15・16
特別警報	3	詳細図 No.3	17・18
風水害対策について	4	詳細図 No.4	19・20
土砂ハザード情報について	5	詳細図 No.5	21・22
家庭でできる大雪対策	6	詳細図 No.6	23・24
地震対策について	7	詳細図 No.7	25・26
火災対策	8	詳細図 No.8	27・28
指定緊急避難場所・指定避難所 一覧	9	詳細図 No.9	29・30
ライフライン・医療機関・行政機関連絡先 一覧	10	詳細図 No.10	31・32
防災対策・非常時持出品	11	詳細図 No.11	33・34
柳津町 全図	12	詳細図 No.12	35・36
		詳細図 No.13	37・38
		わが家の「防災・緊急情報」×モ	巻末

発行：柳津町（問い合わせ：総務課0241-42-2112）

制作・著作：株式会社ゼンリン郡山営業所（問い合わせ：024-933-4111） 作成：平成30年3月

詳細図：「この地図は、柳津町長の承認を得て、同町発行の1/2,500下水道図、1/10,000地形図を使用し、調整したものである。（承認番号）柳建第116号」

避難行動ガイド

町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告などを発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

1 指定緊急避難場所・指定避難所への移動。	2 警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難。(親戚や友人の家など)	3 近隣の強固で高い建物などへの移動。	4 建物内の安全な場所での待避。(家屋内への垂直避難) やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。
屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき

避難行動に関しての行政発令の種類と、住民のみなさんの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区 分	立ち退き避難など住民のみなさんの行動
避難準備・高齢者等避難開始	・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立ち退き避難をする。 ・ 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立ち退き避難をする。
避難勧告	・ 非常時持ち出し品をもって、立ち退き避難をする。
避難指示(緊急)	・ 避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難がまだの人は、立ち退き避難する。 ・ 立ち退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。

※「自主避難」とは・・・避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(自主避難)をすることが命を守ることになります。



避難の際には、ご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。



お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。



インターネット・気象庁ホームページ



テレビ・ラジオ

大雨のとき

河川の近くや、土砂災害の恐れがある区域に対して、町が設定している基準に達した場合に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。場合によっては、避難準備・高齢者等避難開始が発令されずに避難勧告、避難指示(緊急)が発令される場合もあります。

※特に、河川氾濫の浸水区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、皆さんが早め早めの判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。



地震のとき

大きな地震に伴って、多くの家屋が崩壊し、その後の余震により家屋が倒壊のおそれがあるとき、又は火災が発生して大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

※直ちに指定避難所を開設するよう努めますが、時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。



その他

災害が発生するおそれがあるときに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

特別警報

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の”数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

地震警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)

特別警報が 発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



テレビ・ラジオ



インターネット・
気象庁ホームページ



防災無線・広報車

- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

電話：03-3212-8341 FAX：03-6689-2917 (耳の不自由な方向け)

気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

特別警報について

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>

風水害対策について

大雨や強風は、わたしたちに何度も大きな災害をもたらしています。
ふだんから気象情報に十分注意し、避難の際もみんなで協力しましょう。

大雨情報をキャッチ！ こんなときのわが家の安全対策。

まずは、
確実な情報が大事
その次に迅速な対応



柳津町の 大雨注意報・ 警報の 発表基準

大雨注意報

大雨によって災害が起こる
おそれがあると予測される場合。

- ・表面雨量指数(注1)7
- ・土壌雨量指数(注2)60

大雨警報

大雨によって重大な災害が起こる
おそれがあると予測される場合。

(浸水害)表面雨量指数11 (土砂災害)土壌雨量指数94

記録的短時間大雨情報 1時間に雨量100mm

上記に併せて、洪水注意報・洪水警報が発表されます。

雨の強さと降り方

(1時間雨量:mm)

10以上～20未満	20以上～30未満	30以上～50未満	50以上～80未満	80以上～
雨の音で話し声がよく聞き取れない。	ワイパーを速くしても見づらい。側溝や下水、小さな川があふれる。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。	マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要。

風の強さと吹き方

(平均風速:m/秒)

10以上～15未満	15以上～20未満	20以上～25未満	25以上～
風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	しっかりと身体を確保しないと転倒する。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。	立ってられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れはじめる。

台風

日本には毎年多数の台風が接近あるいは上陸し、たびたび大きな被害をもたらします。
台風の接近が予想される際は、台風情報に十分注意し、被害のないように備えることが必要です。

大きさ	風速15m/秒以上の半径	強さ	最大風速
大型(大きい)	500km以上800km未満	強い	33m/秒以上44m/秒未満
超大型(非常に大きい)	800km以上	非常に強い	44m/秒以上54m/秒未満
		猛烈な	54m/秒以上

集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して多量の雨が降ることで、「ゲリラ豪雨」とも言われています。
発生の予測は困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、
気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- ラジオやテレビなどの気象情報に注意する。
- 早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える。
- 町や防災関係機関の広報をよく聞いておく。
- 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- 浸水に備えて家財道具は高い場所へ移動する。
- 非常時持出品を準備しておく。
- 危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする。

つねに気象情報には、
注意して
おきましょう！



注1 表面雨量指数：短時間の強い雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指数。降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

注2 土壌雨量指数：大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指数。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

土砂ハザード情報について

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。日ごろから危険箇所・避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害の種類

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土壌量が多いため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、特に早めの避難が重要です。柳津町からの避難に関する情報に留意するとともに、土砂災害警戒情報を自主避難の参考にしてください。土砂災害警戒情報が発表されたときは、対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域を土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁HP)でご確認ください。周囲の状況や雨の降り方にも注意し、危険を感じたら躊躇することなく自主避難をお願いします。

危険箇所内の重要性の高い箇所について

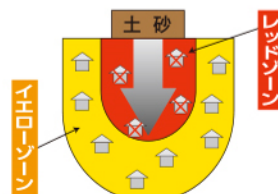
土砂災害防止法に基づき、福島県が計画的に基礎調査を実施し、危険箇所内の重要性の高い箇所について、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定及び見直しを行っていく予定です。

土砂災害 特別警戒区域(レッドゾーン)

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

土砂災害 警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害のおそれがある区域



家庭でできる大雪対策

降雪時期の前

大雪で心配されること

倒木等による停電や電話の不通が生じる恐れがあります。玄関の前に雪が積もり、建物から出られなくなる可能性もあります。また、交通の遮断や車の使用が困難になり、食材や燃料の買い出しに行けなくなる可能性もあります。



事前に備えておくべきこと

- 積雪による交通障害に備えて、水・食料・燃料（灯油）などを備蓄しておきましょう。
- 持病の処方薬を切らさないよう、少し多めに持つようにしましょう。
- 長期停電に備えて、使い捨てカイロ、予備電池、懐中電灯、携帯ラジオなどを常備しましょう。カセットコンロや湯たんぽも暖をとるのに有効です。



降雪・積雪時

最新の気象情報に基づいた行動

テレビやラジオ、気象庁ホームページ等を通じて、大雪警報や暴風雪警報、大雪注意報や風雪注意報、着雪注意報などの警戒と注意について、情報をこまめにチェックし、常に最新の情報に基づいて、「外出を控える」「早めに帰宅する」などの判断を行うようにしましょう。



一人での除雪作業は危険です！

地域一斉の雪下ろしなど、除雪は必ず2人以上で！

命を守る除雪中の事故防止10箇条

- 作業は家族、となり近所にも声をかけて2人以上で！
- 作業のときには携帯電話を持っていく！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでいる！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- はしごの固定を忘れずに！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 低い屋根でも油断は禁物！
- エンジン切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！



地震対策について 地震発生!そんなときどうする

地震発生時の時間経過別行動マニュアル

地震発生

2~5分

とにかく自分の身を守ろう!

●地震だ!まず身の安全

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、まず身を守り、揺れがおさまるまで待ちましょう。



しっかり火の始末で、火災防止!

●大揺れがおさまった

台所やストーブなど火の始末をしましょう。避難の時は、電気のブレーカーを下ろし、ガスの元栓を閉めましょう。



5~10分

わが家の安全の確認、確保!

●火の始末のあと

家族の身の安全を確認、確保し、災害情報、避難情報を入手しましょう。また、避難可能な出口も確保しましょう。

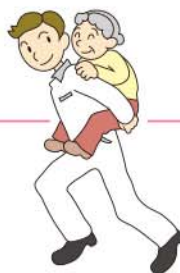


10分~半日

隣近所の安否確認、助け合い!

●外に出たあと

家の家具の下敷きになった人の救出や、消火活動を隣近所で協力して行いましょう。



半日~3日

2、3日は自分でしのぐ!

●避難後、数日間

地震発生後の数日間は、水、食料に加え、電気などの供給が途絶えます。この間、日頃から、生活必需品(非常用品)を準備し、自分でしのげるようにしておきましょう。

屋内にいた場合

家の中

- 揺れを感じたら、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所へ避難する。
- 揺れがおさまったら火の確認はすみやかに(コンセントやガスの元栓の処置も忘れずに)。
- 乳幼児や病人、高齢者など要支援者の安全を確保する。
- 裸足で歩き回らない(ガラスの破片などでケガをする)。



集合住宅

- ドアや窓を開けて避難口を確保する。
- 避難にエレベーターは絶対に使わない。炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

デパート・スーパー

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いて行動をとる。

屋外にいた場合

路上

- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などの安全な場所に避難する。
- 近くに空き地などがいないときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。



車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、車内のテレビやラジオで情報を収集する。
- 避難が必要などきは、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。

電車などの車内

- つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- 途中で止まっても、非常口を開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる。

海岸付近

- 高台へ避難し津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。



火災対策 火災発生!そんなときどうする

初期消火の3原則

1人で消せるだろうと考えず、隣近所に火事を知らせ、すみやかに119番通報を。初期消火で火事を消せなかったら、すばやく避難しましょう。

1

早く知らせる

- 「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声が出なければ「やかん」などを叩き、異変を知らせる。
- 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む。

2

早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。
- 水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなど手近のものを活用する。

火元別初期消火のコツ

油なべ

あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火を。

石油ストーブ

真上から一気に水をかけて消火(斜めにかけてと石油が飛び散って危険)。石油が流れてひろがっていくようなら毛布などで覆い、その上から水をかけて消火を。

衣類

着衣に火がついたら転げまわって消すのも方法。髪の毛の場合なら衣類(化繊は避ける)やタオルなどを頭からかぶる。

風呂場

風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火を。

電気製品

いきなり水をかけると感電の危険が。まずコードをコンセントから抜いて(できればブレーカーも切る)消火を。

カーテン・ふすま

カーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけ、その上で消火を。

3

早く逃げる

- 天井に火が燃え移った場合は、速やかに避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。

消火器の使い方

粉末・強化液消火器の場合



安全ピンに指をかけ上に引き抜く。



ホースをはずして火元に向ける。



レバーを強く握って噴射する。

消火器のかまえ方

- 炎には正面から立ち向かわず風上に回り、風上から消す。
- やや腰を落して姿勢をなるべく低く。熱や煙を避けるように構える。
- 燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。



火災予防が一番!!

火災警報器の設置義務化

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

火災による死傷者を無くすためにも設置しましょう。

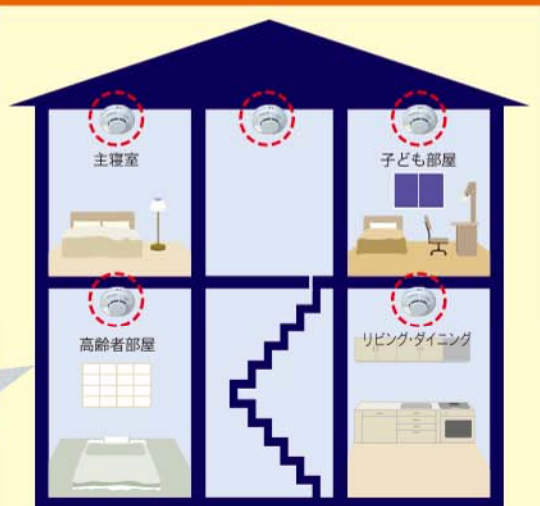
火災警報器の設置場所

- 寝 室…すべての寝室(子ども部屋や高齢者の部屋など就寝に使われている場合は対象となります)への設置が必要です。
- 階 段…寝室のある部屋の階段の天井などへの設置が必要です。
- 台 所…台所への設置も必要です。

注意: 住宅用火災警報器は電池式のもの主流です。電池の寿命は5年から10年と言われていますので、早めの交換をお願いします。警報器の音を事前に確認することも重要です。



警報器



住宅内取付位置図

避難場所・避難所とは？



避難場所

災害発生後の一時避難場所として、学校のグラウンド・公園・公共施設などを指定しています。

避難所

災害による家屋の倒壊などで、居住場所を確保できなかった人たちの収容保護を目的として、物資の運搬・集積・炊事・宿泊などの利便性を考慮したうえで、学校・公民館・公共建築物などを指定しています。

避難が必要になったときにはまず「避難場所」へ、その後は「避難所」へと状況に応じて速やかに行動出来るように心がけましょう！

指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

No.	施設名	住所	掲載頁	指定緊急 避難場所	指定 避難所	土砂災害
1	柳津小学校	大字柳津字上村道上乙1580	P15	○	○	
2	会津柳津学園中学校	大字柳津字上村道上乙1580	P15	○	○	
3	つきみが丘町民センター	大字柳津字諏訪町甲61-2	P15		○	
4	やないづふれあい館	大字柳津字下平乙242-2	P15		○	
5	海洋センター	大字柳津字金谷沢乙1795	P15		○	
6	運動公園グラウンド	大字柳津字金谷沢乙1795	P15	○		
7	柳津保育所	大字柳津字薬師堂上乙1885	P15	○	○	
8	健康福祉プラザ銀山荘	大字柳津字下荒町甲1111	P15		○	
9	岩坂町公民館	大字柳津字岩坂町甲212	P15		○	
10	大平町公民館	大字柳津字上中平甲724-2	P15		○	
11	柳ヶ丘集会所	大字柳津字井戸尻地内	P15		○	
12	檀ノ浦集会所	大字柳津字檀ノ浦甲地内	P15		○	
13	安久津公民館	大字柳津字下平乙228-6	P15		○	
14	出倉会館	大字柳津字家ノ北山丙76-2	P19		○	
15	小柳津会館	大字大柳字中屋敷甲地内	P16		○	
16	八坂野地区集会所	大字細八字宝250-2	P16		○	
17	細越集会所	大字細八字宮ノ上乙1764	P16		○	
18	下原地区集会所	大字細八字下平地内	P13/P15		○	
19	野老沢集会所（土砂災害を除く）	大字飯谷字田中甲826-2	P15		○	×
20	小巻会館	大字小椿字下平甲地内	P15		○	
21	椿集会所	大字小椿字石佛乙地内	P15		○	
22	石坂集会所（土砂災害を除く）	大字小椿字宮ノ腰乙146	P13		○	×
23	長窪公民館	大字藤字谷地地内	P13		○	
24	藤中央公民館	大字藤字上松ヶ崎2101-1	P14	○	○	
25	桐ヶ丘地区集会所	大字柳津字檀ノ下地内	P15		○	
26	特別養護老人ホーム 福柳苑	大字飯谷字前林甲370	P15		○	
27	高齢者生活福祉センターのぞみ	大字柳津字上荒町甲1118	P15		○	
28	旧郷戸保育所	大字郷戸字西原甲1508-1	P19	○		
29	大野集会所	大字大柳字上ノ山甲1323	P20		○	
30	大野新田集会所	大字大柳字上中島乙40	P16		○	
31	石神会館	大字郷戸字石神甲14	P19		○	
32	石生多目的集会所	大字郷戸字石生甲地内	P19		○	
33	古屋敷会館	大字郷戸字古屋敷甲地内	P18/P19		○	
34	新村公民館	大字郷戸字堂前乙地内	P19		○	
35	小ノ川多目的集会所	大字郷戸字小ノ川丙地内	P18		○	
36	中野会館	大字郷戸字居平丁276	P18		○	
37	長倉集会所	大字郷戸字屋敷添甲970	P19		○	
38	黒滝集会所（土砂災害を除く）	大字猪倉野字上山下丁757	P20		○	×
39	塩野集会所	大字猪倉野字中村乙114	P24		○	

No.	施設名	住所	掲載頁	指定緊急避難場所	指定避難所	土砂災害
40	猪鼻集会所	大字猪倉野字北ノ角丙1249	P20		○	
41	麻生公民館	大字飯谷字居平乙1096	P18		○	
42	軽井沢集会所	大字軽井沢字中島15	P24		○	
43	西山小学校（土砂災害を除く）	大字砂子原字居平316	P26	○	○	×
44	旧西山中学校	大字砂子原字居平406	P26	○	○	
45	西山保育所	大字砂子原字北ノ沢676	P26		○	
46	西山温泉せいざん荘	大字砂子原字長窪921	P26		○	
47	西山地区交流センター（土砂災害を除く）	大字砂子原字居平263	P26		○	×
48	砂子原地区集会所	大字砂子原字居平地内	P26		○	
49	黒沢集会所（土砂災害を除く）	大字黒沢字前原47-1	P26		○	×
50	冑中会館（土砂災害を除く）	大字冑中字居平652-5	P30		○	×
51	五疊敷地区集会所	大字五疊敷字居平203	P26		○	
52	湯八木沢会館（土砂災害を除く）	大字湯八木沢字居平1309	P26		○	×
53	牧沢地区集会所（土砂災害を除く）	大字牧沢字居平496	P27		○	×
54	鳥屋公民館	大字牧沢字鳥屋居平地内	P31		○	
55	久保田集会所（土砂災害を除く）	大字久保田字居平甲562	P27		○	×
56	大峯集会所	大字久保田字居平乙97	P23		○	
57	芋小屋集会所	大字芋小屋字居平地内	P30		○	
58	大成沢公民館（土砂災害を除く）	大字大成沢字前田甲379	P30/P34		○	×
59	琵琶首公民館	大字琵琶首字居平249	P33		○	
60	四ツ谷地区集会所	大字四ツ谷字家廻1433	P31	○	○	
61	高森地区集会所	大字四ツ谷字上居平199	P36	○	○	

ライフライン・医療機関・行政機関連絡先 一覧

ライフライン関連機関

ライフライン	名称	電話番号	その他の情報
電気	東北電力(株)	0120-175-366	コールセンター(停電・緊急時のお問い合わせ)
電話	NTT東日本	0120-019000	お客様相談センター
水道	柳津町建設課上下水道班	0241-42-2117	

医療機関

所在地	名称	電話番号	その他の情報
柳津町	柳津町国保診療所	0241-42-2334	
三島町	福島県立宮下病院	0241-52-2321	
会津坂下町	坂下厚生総合病院	0242-83-3511	
会津若松市	福島県立医科大学会津医療センター	0242-75-2100	

行政関係機関

所在地	名称	電話番号	その他の情報
柳津町	柳津町役場	0241-42-2112	代表(総務課)
柳津町	会津坂下消防署柳津出張所	0241-42-2150	
柳津町	会津坂下警察署柳津駐在所	0241-42-2025	
柳津町	会津坂下警察署西山駐在所	0241-43-2110	
三島町	福島県宮下土木事務所	0241-52-2311	代表(業務課)

防災対策・非常時持出品

家の中の安全対策

事前に準備出来ているか、チェック✓しましょう。

1 家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換えする。



2 安全に避難するため、出入口や通路にもものを置かない

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろなものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。



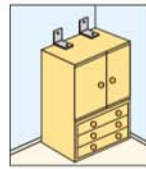
3 家具の転倒等を防ぐ

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



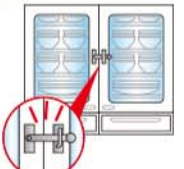
タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。



食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



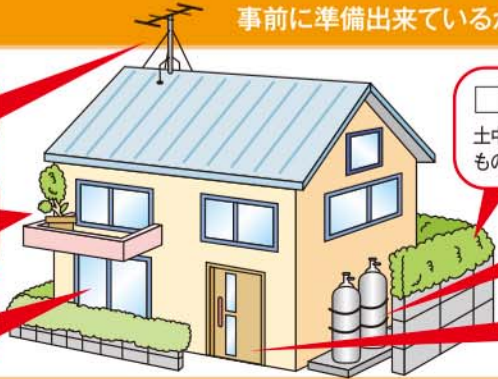
家の周囲の安全対策

事前に準備出来ているか、チェック✓しましょう。

□ 屋根 不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

□ ベランダ 植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。

□ 窓ガラス 飛散防止フィルムをはる。



□ ブロック塀・門柱

土中にしっかりと基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

□ プロパンガス ボンベを鎖で固定しておく。

□ 非常口の確保

非常時持出品(例)

事前に準備出来ているか、チェック✓しましょう。

携帯ラジオ



□ ラジオ □ 電池(多めに用意)

貴重品



□ 現金
□ 印鑑
□ 健康保険証
□ 預貯金通帳
□ 免許証
□ 権利証書

救急医療品



□ 常備薬
□ 傷薬
□ 風邪薬
□ 鎮痛剤
□ 絆創膏
□ 包帯
□ 胃腸薬

非常食品等



□ 非常用食品
□ ミネラルウォーター
□ 離乳食
□ 粉ミルク

懐中電灯



□ 懐中電灯(出来れば一人にひとつ)
□ 電池(多めに用意)

その他



□ 衣類(下着・上着など)
□ 生理用品
□ 缶切り
□ 紙皿
□ 水筒
□ ウェットティッシュ
□ ヘルメット
□ 防災マップ(本書)
□ タオル
□ 紙おむつ
□ 栓抜き
□ 紙コップ
□ カップ
□ ライター
□ ラップフィルム(止血や食器にかぶせて使う)

非常時用備蓄品(例)

災害復旧までの数日間(2~3日)を生活できるようにチェック✓しましょう。

飲料水



□ 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター(1人1日3リットルを目安に)又は貯水した防災タンクなど

非常食品



□ お米(缶詰・レトルト・アルファ米も便利)
□ 缶詰・レトルト食品
□ 梅干し・調味料など
□ ドライフーズ・チョコレート・アメ(菓子類など)

燃料



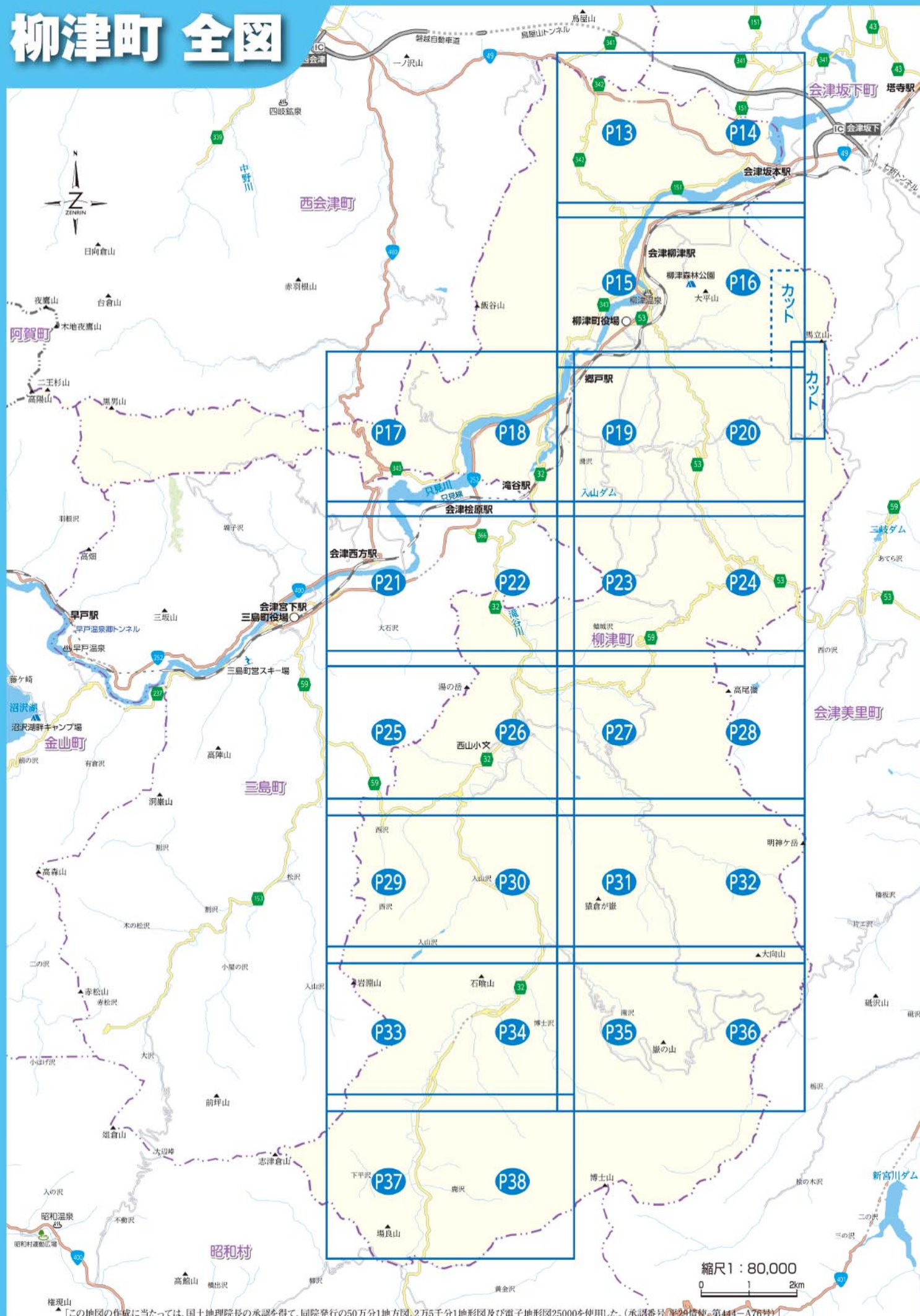
□ 卓上コンロ
□ ガスボンベ
□ 固形燃料

その他



□ 生活用水(風呂・洗濯機などに貯水)
□ 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
□ 調理器具(なべ・やかんなど)
□ バケツ・各種アウトドア用品など

柳津町 全図



わが家の「防災・緊急情報」メモ



非常時・緊急時に連絡してほしい方や、利用してもらいたい、わが家の情報です。
災害時に救助の方や、緊急時に救急隊・医療機関・町に情報を提供します。

氏 名		電 話	
住 所			

避難場所	
家族が離ればなれになった時の避難場所	

家族構成 連絡先	氏 名	生年月日	電話(携帯・会社・学校)	住 所	メ モ

家族の 緊急情報・ 救急メモ	氏 名	血液型	持病・アレルギー	常備薬	かかりつけ医療機関
【メモ】※書ききれなかった内容や、知ってほしい情報(介護情報・救急隊員への伝言など)をお書きください。					

緊急時 連絡先	氏 名	間柄	電 話	住 所	メ モ

災害用伝言ダイヤルの使い方

災害用伝言ダイヤルとは？

NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。NTT「災害用伝言板(web171)」との連携により、伝言内容を相互に確認が可能。

伝言の録音	171-1-被災地の方の電話番号 (固定電話、携帯電話)	伝言保存期間	運用期間終了まで
伝言の再生	171-2-被災地の方の電話番号 (固定電話、携帯電話)	伝言蓄積数	1電話番号あたり1~20件 (提供時にお知らせいたします)
伝言内容	1伝言あたり30秒以内	利用可能電話	固定電話、IP電話(050含む)、 携帯電話、PHS